

## 懲戒処分における教育研究審議会の審議に関する細則

平成22年4月1日

規程第81号

第1条 公立大学大学法人金沢美術工芸大学教職員懲戒規程（以下「懲戒規程」という。）第3条の規定により教育研究審議会（以下「審議会」という。）が行う学長及び教員についての審議（以下「審議」という。）については、懲戒規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第2条 懲戒規程第3条第2項により交付する審議の事由を記載した説明書（以下「審議説明書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審議を受ける者の氏名、所属及び職名
- (2) 処分の種類及び程度
- (3) 根拠規程
- (4) 審議の理由
- (5) 審議することを決定した年月日及び審議説明書を交付した年月日
- (6) 審議会に対して請求することにより陳述の機会が与えられる旨の教示及びその請求期間

2 審議説明書は、様式1のとおりとする。

第3条 審議を受ける者が、懲戒規程第3条第3項の規定により陳述の機会を請求するときは、審議説明書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、陳述請求書を審議会に提出しなければならない。

第4条 陳述請求書には、次に掲げる事項を記載し、陳述請求者（以下「請求者」という。）が署名押印しなければならない。

- (1) 請求の事由（審議説明書に対する不服の事由）
- (2) 陳述の方法（口頭陳述又は書面陳述のいずれかの選択）
- (3) 参考人の要否

2 参考人を要請するときは、その氏名、住所、職業又は職名並びに参考人を必要とする理由を記載しなければならない。

3 陳述請求書は、様式2のとおりとする。

第5条 陳述請求書の記載事項に変更があるときは、請求者はその旨を遅滞なく書面をもって審議会に届け出なければならない。

第6条 請求者は、その事案に関する審議会の審議が終了するまでの間において、その請求を取り下げることができる。

2 前項の取り下げは、書面をもって審議会に申し出なければならない。

第7条 審議会は、陳述請求書を受領したときは、その措置を決定し、必要と認める事項を口頭陳述の日又は陳述書提出期日の5日前までに請求者に通知するものとする。

第8条 請求者は、口頭陳述の機会が与えられたときは、審議会が指定した日時及び場所に出頭し、書面陳述の機会が与えられたときは、審議会が指定した期日までに陳述書を提出しなければならない。

2 審議会は、請求者が正当な理由なく、前項の日時までに出頭せず、又は期日までに陳述書を提出しないときは、陳述の請求を取り下げたものとみなす。

第9条 審議会は、必要があると認めるときは委員会を設け、事実の調査にあたらせることができる。

2 前項の委員会は、次に掲げる者をもって組織しなければならない。

(1) 審議会の委員 2人以上

(2) 事務局長

(3) 前各号に掲げる者のほか、審議会が特に必要と認める者。

3 委員会は、必要があると認めるときは、審議を受ける者及び参考人の出頭を求め、その意見を聴することができる。

第10条 審議に関する審議会の会議は、公開しないものとする。

第11条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施について必要な事項は審議会が定める。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年6月6日から施行する。

(様式1)

## 審 議 説 明 書

氏 名		所属及び 補 職 名	
処分の種類 及び程度		根拠規程	
審議の理由			

公立大学法人金沢美術工芸大学教育研究審議会は、上記の審議内容について、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員懲戒規程第3条の規定により審議することを決定した。よってこの審議説明書を交付する。

公立大学法人金沢美術工芸大学教育研究審議会

決定日付

交付日付

(教示)

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員懲戒規程及び懲戒処分における教育研究審議会の審議に関する細則により、この審議説明書を受領した後14日以内に、教育研究審議会に対して、陳述を請求した場合は、口頭又は書面でこれを行う機会が与えられる。

(様式2)

## 陳 述 請 求 書

氏 名		職 名	
請求の事由			
陳述の方法	口頭陳述 を希望します。 書面陳述		
参考人の 要 否	別記のとおり参考人を要請します。  参考人を要請しません。		

上記のとおり陳述の請求をします。

金沢美術工芸大学教育研究審議会 様

年 月 日

住所  
請求者

氏名

□

- (注) 1 「請求の事由」には、審査説明書に対する不服の事由を記入してください。  
2 「陳述の方法」及び「参考人の要否」は、不要のものを消してください。  
3 参考人を要請するときは、参考人の氏名、職業又は補職名、住所、参考人を必要とする理由を別記に記入してください。

(別記)

参考人の 氏 名		参考人の 職業又は 補 職 名	
参考人の 住 所			
参考人を 必要とする 理 由			
参考人の 氏 名		参考人の 職業又は 補 職 名	
参考人の 住 所			